

SATTO

COMMUNICATION

サット通信

VOL. 29
2022. 秋

特集

安全運転管理者による アルコールチェックが義務化！

シリーズ ① 繁盛のヒント

経営コンサルタント 住澤 福治氏

元気本舗 こんにちは熱血さん！

株式会社 NITTO 東京都中央区東日本橋
取締役 工事本部長 益子 修様

サットニュース

大阪本社にて勉強会
東京支店リニューアル



施工例：株式会社NITTO 様HPより

元気本舗 こんにちは熱血さん！



喜びは安全とともに



東京都中央区東日本橋
株式会社 NITTO
取締役 工事本部長
益子 修様

同社は創業以来50余年、社会インフラの塗装工事の施工を手掛け、特に高所工事の技術に長け、多くの実績と信用を重ね発展してきました。
「独自性のある高い技術力を磨き、常に革新を追求する姿勢で経済発展の基礎たる社会インフラに付加価値をあたえる」を企業理念に自治体の施設や電力会社の鉄塔・公共交通機関、橋梁等の塗装を展開しています。
そのなかであって、益子氏は入社以来20数年現場畑、工事の最前線で活躍してきました。「職人の安全指導徹底と塗料の飛散等での近隣迷惑皆無が信条」と。「高所作業は命がけですから、何かあってからでは遅い」と穏やかな口調の同氏がきつぱり厳しく語ります。無事故



施工例：株式会社NITTO 様HPより

への執念は半端ではありません。重なる心労を乗り越えて現場を仕切ってきた強い精神力の持ち主かと。
同社の経営指針に「安全への追求こそが責務であり、企業の成長につながる」とあるように、同氏にとっても「無事故で工期が完了、きれいな仕上がりとお客様の喜ぶ顔を見た時の感動。それに勝るものはありません」それまでの苦労が一瞬で吹っ飛ばす瞬間だそうです。
しかし、現状に満足するだけでなく「これからも経験を活かして仕事の幅をもっと広げたい」と挑戦の姿勢も忘れません。
そんな伸び続ける同社や同氏のお役に私たちが立っているのでしょうか。
「入手困難な資材を探してくれたり、無理を聞いてもらっています」と優しくも嬉しいお言葉いただきました。
全力で応援させていただきます！ご提案できるように勉強します。なんなりとお申し付けください！今後ともお取引のほどよろしくお願ひします。

サットニュース

東京支店 **Renewal**
ピカピカリニューアル

あかるくなったよ
あそびにきてね



東京支店（足立区）の外壁がチョコレット色から清潔感あふれるホワイトペーじュに塗り替えました。入口シッターも新設し安全性も備えた明るい社屋に変身。今更ながら塗装の力を感ずるきれいな仕上がりです。



本社にて勉強会

本社（大阪・堺市）に総合電動工具メーカー・マキタより2名の方々に来ていただき塗装関連電動工具の勉強会を実施しました。

サット通信 VOL.29 2022 AUTUMN 発行者：佐藤産業

塗装用具・養生資材の総合販売会社

株式会社 佐藤産業
SATOH <http://www.satohsan.com>



本 社
東 京 支 店
浜 松 営 業 所
北 陸 営 業 所
千 葉 営 業 所

大阪府堺市堺区三宝町6丁320-1
東京都足立区西伊興2丁目10-8
静岡県浜松市中区富塚町3003-38
石川県金沢市近岡町758-1
千葉県千葉市中央区稲森1丁目11-3

TEL (072) 225-0566
TEL (03) 6277-4935
TEL (053) 475-0778
TEL (076) 255-0418
TEL (043) 207-5071

FAX (072) 225-0567
FAX (03) 6277-4936
FAX (053) 475-3766
FAX (076) 255-0419
FAX (043) 207-5072



安全運転管理者による（府令第9条の10関係） アルコールチェックが義務化されています。

シリーズ⑩
繁盛のムント

経営コンサルタント
住澤 福治氏

運転者
運転前後の

運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、道路運送車両法第47条の2第2項の規定により当該運転者が行わなければならないこととされている自動車の点検の実施及び飲酒、過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができない恐れの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与える。

改正後

2022年4月1日から施行

道路交通法施行規則（第九条の十（六））

運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について当該運転者の状態を目視等で確認すること。

道路交通法施行規則（第九条の十（七））

前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存すること。

2022年10月1日から施行

道路交通法施行規則（第九条の十（六））

運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認を行うこと。

道路交通法施行規則（第九条の十（七））

前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

※緑の文字は延期

道路交通法施行規則【第九条の十(五)】

対象の事業所とは？

定員が11人以上の自動車1台以上
その他の自動車5台以上所有している事業所

- 定員が11人以上の自動車1台以上
- その他の自動車5台以上



または



上記車両所有する事業所は、自動車使用の本拠地ごとに、安全運転に必要な業務を行うものとして安全運転管理者の専任を行う（選任後15日以内に事業所を管轄する警察署に必要な書類を提出）

安全運転管理者とは？

運転者に対して交通安全教育などの指導や、運転者が飲酒・過労・病気などにより、正常な運転ができない恐れの有無を確認しそれを記録に残し、安全運転の確保のため必要な指示等を行う者。

令和4年4月施行

運転前後の運転者の酒気帯びの有無を目視で確認
酒気帯びの有無について記録し、それを1年間保管

令和4年10月1日施行 延期

運転者の酒気帯びの有無の確認をアルコール探知器を用いて行う
アルコール探知器を常時有効に保持

安全運転
管理者には
右記の業務が
義務化！

取締強化！

事業所の 飲酒運転撲滅



目視で確認するとは？

運転者の顔色、呼気の臭い、声の調子等で確認すること。

アルコール検知器で確認するとは？

呼気中のアルコールを検知し、その有無または濃度を警告音・警告灯・数値等により示す機能を有するもの。

確認内容の記録とは？

- ① 確認者名
- ② 運転者
- ③ 運転者の業務にかかわる自動車登録番号
または識別可能な記号・番号等
- ④ 確認の日時
- ⑤ 確認方法（対面でない場合は具体的方法）
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 指示事項
- ⑧ その他必要な事項



目視と検知器の併用で確認し記録に残す
直行・直帰の場合でも酒気帯びの有無の確認は必要。
電話・カメラ・モニター等を使って確認と記録を行う。



アルコール検知器を用いての確認が延期！

10月1日からはアルコール検知器を確認に使用するはずでしたが、世界的半導体の不足により、アルコール探知器供給状況が見通せず、パブリックコメントの結果を経て、アルコール検知器の採用は保留・延期となりました。

目視での確認と記録は引き続き「義務化」されています！
アルコール検知器が入手できないから、確認をしないのではなく、従来通り、安全運転管理者による確認・記録は続けなくてはなりません。

安全運転管理者の選任を行わなかった場合の罰則がより厳しく！
対象の事業所にもかわらず、安全運転管理者の選任を行わなかった場合、安全運転管理者の選任違反として、罰則が5万円以下から、2022年10月1日からは50万円以下に引き上げられます。

参考：安全運転管理者の業務（警視庁webサイト）

アルコールチェックの確認方法



- ① 確認者名
- ② 運転者
- ③ 運転者の業務にかかわる自動車登録番号
または識別可能な記号・番号等
- ④ 確認の日時
- ⑤ 確認方法（対面でない場合は具体的方法）
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 指示事項
- ⑧ その他必要な事項



命を守る！



飲酒運転に関する法規の流れ	
2008	福岡県「海の中道大橋」にて飲酒運転の車が乗用車に追突、同乗の子供が死亡。
2009	飲酒運転に対する行政処分が大幅に厳格化。 酒酔い運転⇒免許取り消し 欠格期間の上限⇒10年 車両提供者・同乗者・酒類の提供⇒厳しい罰則
2021	千葉で飲酒運転のトラックが5人の児童を死傷

※警察庁HPを参考に作成

日本を救う？MMT理論③
経済政策の3回目（最終回）となりました。

現在わが国のスタグフレーション（デフレとインフレの同時進行）を脱却する為には、大幅な財政出動及び賃上げと消費税減税が不可欠です。それなのに、円安対策に金利引き上げを言い出す立憲民主党などは、経済音痴の極みで、選挙惨敗は当然の結果でしょう。

アメリカとの金利格差は、アメリカが大幅な財政出動によってコロンナ不況を脱却し、景気上昇によるインフレを抑制する必要から金利引き上げを行った結果なので、日本がこれに対抗して金利を上げる必要はありません。わが国の施策は、まず

- ① 長引くデフレを脱却する為の大幅な財政出動により、停滞している国内産業を活性化し、企業業績を引き上げ、賃上げを実現する。
- ② その間に、国民への生活保障給付金の実施及び年金等の社会保障制度、教育保証制度の充実化の見通しを示し、国民の安心感を生み出すことよって国内の消費を拡大し、景気の上昇を図っていく。

円安の問題は景気回復によって解消されます。また、輸入物価の高騰も、国際関係の改善努力や景気回復により一定の緩和が見込まれます。しかし、将来的には、食料品やエネルギー資源の自国調達及び開発に大きく梃を切る政策転換を急速に進めるべきでしょう。

岸田政権には、デフレ対策、国民生活救済において最も即効力のある「消費税減税」には手をつける姿勢は全くありません。今ようやく野党は選挙局面も影響して、消費税減税に揃って声をあげました。また、自民党の国会議員のうち、100名以上が、ぞって消費税減税の旗を1年前に掲げており期待しているのですが、その後の動きが目立ってないのはなぜでしょうか？

自民党減税派の皆さん！！もし、野党と自民党の一部から減税の大きな声が上がれば、財務省一辺倒で増税路線を行うこととしている岸田政権でも政策転換はあるかも？減税か逆に増税かと言った極端な政局が目の前に展開します。

安倍さんの急逝以降、政局の主流論点は、憲法改正よりも消費税の攻防になるかもしれません。今後の政局にご注目を！！